

第 11 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 \* 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています

\* 公開不可の記入があったものは, 公開しません

\* ( ) は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	懇談会の進め方について	これからの進め方としては, 10 / 28 の神長案を始まりとし, 神長案で足りないものは何か 神長案で足りないものは何か 神長案に書かれている項目で, その中に書くべきものは何か について検討して, ある程度の形をもった条例の素案をつくっていくべきである。	委員に開示します。
2	懇談会の進め方について	知的な思想(基本条例もこれに入る)を考える時は, その構築のプロセスにおいて, 人(又は委員会)の間で知的思想の内容をキャッチボールして, その質を向上させる事が大切である。市庁と懇談会がどのような内容のキャッチボールをするのが興味のあるところである。	委員に開示します。
3	懇談会の進め方について	1つのやり方として, どこにでもある個性のない教科書にのっているような条例をもとにして, それを変えながら, そこに調布市の個性を盛り込む方法もある。これは以外に効果があるものです。(体験的に!!)	委員に開示します。
4	懇談会の進め方について	市民懇談会が条例骨格を市民に提示するのでしょうか。多くの市民は, 基本条例の策定に, どのようにかわるのが見えてきません。基本条例だからこそ問われる市民との策定プロセスをどうするのが今後の課題かと思えます。ここで出されたものが 3 月議会提案というのは大変なプロセスが欠けてしまうわけですので, この辺についても, もう少し推進計画プロジェクトチームの報告書, 市民参加プログラム等活用して, 議論を重ねて欲しいと思います。その後を行政が全て行うというのも疑問です。 今回の懇談会で一番問われているのは, 行政の条例策定の位置づけのあいまいさ	事務局回答 懇談会からは来年 3 月に市長に報告をいただくことになっております。また, 懇談会の役割は市の要綱で「条例に盛り込む事項」などを調査検討することとなっていますので, 条例案の作成, 議会への提案はその後ということになります。実施計画を策定した時点では平成 17 年度末までの制定(3 月議会)を想定しております

		<p>であり、これが全てに原因しています。</p> <p>行政は、そもそも市民懇談会にどこまで求めているのか、どのように条例策定に向けて進めていこうとしているのか全体像が見えません。市の基本方針を決定する条例なので行政ももう一度、慎重にプロセスも含め行政の進行管理を再考してください。委員さんが話し合いを進める上で、今のようでは申し訳ないと感じていますので、ご検討下さい。</p> <p>市民懇談会が条例骨格についてどのような考え方で臨んできたのかを市民に向けて、直接伝える場の設定が必要ではないでしょうか。ホームページ上や紙上では常に行政を介していますので、生の声が伝わりません。この点もご検討下さい。</p>	<p>たが、事実上困難であると認識しています。</p> <p>条例案の作成過程においても、市民参加プログラムに基づき、市民との意見交換の場を持つなど十分な議論を尽くすことが大切であると考えております。懇談会の報告をどのような形で市民に伝え、条例案を作成していくかは、今後懇談会でも議論があると思いますし、事務局としても検討を行っているところです。</p>
5	懇談会の進め方について	<p>委員から「事務方から標準要綱をつくって欲しい」との意見が出され、事務方もこれを受けた。が、そもそも「市民懇」は「盛り込む事項に関すること」を提出することが役割であったはず。</p> <p>この議論を聞くと、「市民懇」の役割が少しずれているように思う。任された範囲で、自らが考えキチンと議論をつくすべきではないだろうか。事務方もあいまい。そこが不明確のままの議論は如何なものか。</p> <p>「市民懇」所掌事務とのかねあいを考えて対応すべきではないだろうか。</p> <p>初回の意識あわせ(委員間でも事務方とも)が不十分のまま今日まで来てしまった感が強い。</p>	<p>事務局回答</p> <p>要綱(案)の作成については、これまでの議論等を踏まえて(案)のたたき台を整理する「作業」であると考えます。その作業については、分担するよりも、今までの議論を踏まえながら、事務局で懇談会委員の意見や提案を整理してするほうがよいという考えです。</p>
6	前文について	<p>神長先生の前文に対する考え方は共感できました。ただ、「深大寺そばのおいしさ」の表現は一工夫お願いします。例えば、武蔵野(「武蔵野の緑につつまれた歴史ある深大寺」とか、歴史ある、とかの言葉を入れても良いと思います。川については、「野川、多摩川」の2つの川。農と緑とか...。「たづくり」については、評価が様々なので、例えば駅前広場などで、市民交流がある場面が語られたらどうかと思います。あるいは「市内様々な場で、学び語り合えるまち...」とか。</p> <p>「住民は安全な生活への願いを実現するために市長を選び」</p>	<p>委員に開示します。</p>

		〔これは深い意味があるようですが、1言では、イメージが固定化されて受け止められると考えるので、1人1人が大切にされ(基本的人権、この程度は入っても良いのでは。),安全な生活〕	
7	前文について	どこの町にもある,空気や水や空,そして緑や川など我々人が生きる上であたりまえのようにある物。これをどの様に守り,どの様に持続ある社会として活用していくのか。そこに調布の特徴を出せないものか。(神長先生へ)	委員に開示します。
8	前文について	調布の歴史を考える上では,昔の調布の人達が調布の荒野をどの様に生活の中で活用してきたかを考えることも大切。調布の荒野は今存在しないが,先人が地域の自然を生活の中にどの様に活用してきたかを知ることによって,それが我々の生活のあり方を考える上で役立つかもしれない。	委員に開示します。
9	前文について	議長の前文は面白いと思う。 以下を考慮していただきたい。 1. 今を切りとった感じを受ける。 今~将来を表して欲しい。 2. 調布らしさは,崖線緑地,そこからの湧水(湧水を利用した)農業が残り,水と緑が豊かなことだと考えます。 多摩川より野川が象徴的 3. 地球温暖化,周辺環境の悪化が加速している中で2が残っていることは,持続可能な生活スタイルを提案できる可能性があると考えます。 理念の条項を設けることを希望しますが,設けない場合は,前文で上記を表現していただきたい。	委員に開示します。
10	前文について	1. 神長座長の前文案は簡潔で分かり易く,要点について書かれており,感服した。他市区の前文は格調高く,高らかに謳っているが,気張りすぎ,かつ,やや冗長の感を受けるが,座長の案はその点では誰にでも読み易く苦心されていると思う。	委員に開示します。
11	条例骨格について	基本条例の考え方の1番目に行政の基本方針がくるのは古い考え方である。2番目の市民の参画が中心となり,その市民参画の中で行政がどのような役割りをするのかを考えることが新しい考え方である。(河野委員へ)	委員へ開示します。

12	条例の位置づけについて	住民自治というものの形態には一般的なものがあるが、「議会と市民、そして執行機関がどの様に協力しあい、監視しあい、牽制しあうのか。」その方法をしっかりと研究して調布市の特徴を出すことが大切である。その特徴を実体化する為の手続き法としての基本条例を考えることが大切である。	委員に開示します。
13	最高法規性について	河野委員の説明では、この条例は「他の条例より上位にある旨を直接的に規定することは適当でない」とのことであったが、見解の相違ではあるが、私は不適當とは考えない。 ただ、全体のトーンとしては表現方法・内容によって他の条例よりも上位に位置づけられるとされているので、特に異論はない。	委員に開示します。
14	最高法規性について	基本条例の法的位置づけについて 基本条例よりも優先する条例というのを考えるのは違和感を感じる。むしろ条例どうしが矛盾した時には、基本条例の法意によって実用すべき条例が決定されるものであり、実務上において基本条例は最高法規であると考ええる。(河野委員へ) 河野さんの資料二の から...	委員へ開示します。
15	盛り込むべき事項について	「住民自治」 言葉の問題として 総合計画では市民、行政、企業、市民は在勤在住の市民だったと記憶しています。総合計画の推進でも、「市民が主役のまちづくり」であり、調布市は、今までも、通常は「市民」という言葉を用いています。住民投票を項目に入れるのなら、そこで住民を設定してはどうかと思います。総合計画が一貫して市民という概念で語ってきた中で、この条例が全て「住民」という言葉を用いて書かれるとしたら、違和感を持つ市民も多いと思います。この点について確認し検討すべきではないでしょうか。ex「市民意識調査」等もあります。 税金を納めていても参政権のない住民もいます。自治が問われる所だと思います。上記の点を考えると、条例は「自治基本条例」が妥協かもしれません。	委員に開示します。
16	盛り込むべき事項について	以下については、しっかり話し合っていたきたい。 ・理念 ・市民の定義	委員に開示します。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加</li> <li>・評価機関・方法</li> </ul>	
17	盛り込むべき事項について	議論の中で用語として「住民」を使うか「市民」を使うかという問題指摘があったが、住民と自治がくっつくと、「住民自治」となるが、この場合は、「団体自治」という概念と対峙するおそれがある。座長案の中の「住民も...活動に参加し監視もします」という趣旨の文言は是非盛り込んで欲しいと思います。	委員に開示します。
18	盛り込むべき事項について	点検・評価機関について、市民・地方議会・執行機関がどの様に参加して成り立たせるのか。そこに調布市の特徴を出せると良いと考える。(神長先生へ)	委員に開示します。
19	盛り込むべき事項について	議会と市民参加については、議会の傍聴する意味を十分に活用する事が大切です。議会で審議中の内容を、色々なグループの市民組織に議員が参加することで議論をし、議員に市民の知的影響を与える事が必要です。その為には議会は短期間で審議をして結論を出すのではなく、できる限り長期間をかけて結論を出すことが理想です。	委員に開示します。
20	条例に盛り込むべき事項について	住民と市民は同じものではない。住民は住んでいる人であり、市民は調布の中で活動する上でステークホルダー(利害関係者)となる人全部である。 基本条例は、市民を考える事を基本とし、必要に応じて住民を考えるべきである。 ステークホルダーを考える時には、選挙を住民だけに与えるものとするのは将来的に問題である。選挙投票ができるステークホルダーの範囲を考え、住民以外の市民に対しても投票権を考えていくべきである。	委員に開示します。
21	その他感想	自治体の不変性を考えてはならない、イノベーション(革新)は不変性や常識を疑う事から始まるものである。	委員に開示します。
22	その他感想	最後の段階で座長は傍聴者に発言を許された。この懐深く広いスタンスにうれしく感謝します。傍聴者からやや厳しい意見もありましたが、よろしくご甘受いただき、今後とも寛大によりしく願ひいたします。	委員に開示します。
23	その他感想	施策の評価というのは、計画に対する結果だけではない。計画に対する Q (Quality , 品質), D (Delivery , 時間), C (Cost , コスト) という価値条件	委員に開示します。

	<p>についても詳細に検討する必要がある。計画に対する価値条件の、良いものは何かについて検討できる組織も考えて欲しい。</p> <p>D（時間）はジャストインタイム（必要なときに、必要なものを、必要なだけ行う）の性能を考え、計画して行った行為の効果が必要なだけ持続できるかを考えることである。</p>	
--	--	--